

乳幼児歯科健康診査における要観察歯の取扱いについて

1 要観察歯（CO）について

要観察歯（CO）とは、視診では、う蝕性病変と思われる実質的な欠損は認められないが、う蝕（むし歯）の初期症状（病変）を疑わしめる所見を有するものをいい、具体的には、白斑や褐色裂溝などが認められるものを指す。適切な口腔衛生管理により、健全歯に移行することが可能であることから、経過観察を要することとされており、統計上、健全歯に含まれる。

2 要観察歯の導入状況

要観察歯は、学校保健（幼稚園、小学校、中学校、高校）においては、平成7年より導入されている。また、母子保健においても全国9道県で一律導入されており、12府県で一部市町村が導入している。県内でも仙台市で取り入れられている。

3 要観察歯の導入の意義

現行の1歳6ヶ月児及び3歳児の歯科健康診査においては、要観察歯の分類は行われていない。よって、現状では、う蝕を疑わせる病変のある歯は、う蝕（C）として統計処理をされてきた。

一般的にう蝕と判定された者は歯科医療機関の受診勧奨対象となるが、要観察歯は、歯科医療機関による切削治療を実施しなくても、健診後の保健指導等により、保護者が適切な口腔衛生管理を行えば、健全歯に移行することが可能であり、その状況を保護者に認識させる有効な手法である。

前述のとおり、学校保健の場でも既に導入されていることや県内の一部市町村においても導入されており、県内における健診手法や統計処理の統一化が望ましいことなどを考慮すると宮城県においても1歳6ヶ月児及び3歳児の歯科健康診査時に要観察歯の区分を取り入れることが望ましいと考える。

4 宮城県における導入方針

(1) 要観察歯の導入

ア 1歳6ヶ月児歯科健康診査及び3歳児歯科健康診査において、要観察歯の区分を導入することとする。

イ 要観察歯の種別は、状態1（CO1）、状態2（CO2）とする。

(2) 導入の時期

ア 上記（1）アの導入時期は、平成21年度からとする。ただし、市町村への周知期間や健診票等の準備期間を考慮し、平成22年度より一律導入とする。

イ 健診従事者などの理解・準備が整うまでは、CO1及びCO2と種別せずに、COとして取り扱う。

5 今後のスケジュール

平成21年4月	要観察歯の導入方針について市町村に通知
平成21年5月頃	市町村担当者説明会
平成21年4月以降	準備の整った市町村から導入開始
}	(研修会の開催や診査票の印刷等)
平成22年4月	本実施

都道府県における乳幼児歯科健康診査に係る要観察歯(CO)の取扱いについて

都道府県名		1 COの概念を導入しているか				2 厚生労働省への報告上どのように扱っているか			
		①すべての市町村で実施	②一部市町村で実施	③導入していない	④未把握	①1歳6ヶ月児はO2型、3歳児はO型	②1歳6ヶ月児は不詳、3歳児はO型	③その他	④未把握
北海道	電話聞取	○				○			
青森県	電話聞取				○				
岩手県			○						○
宮城県			○			○			
秋田県				○					
山形県			○				○		
福島県			○						○
茨城県	電話聞取			○					
栃木県			○				○		
群馬県					○				
埼玉県	電話聞取				○				
千葉県			○			○			
東京都					○				
神奈川県		○				○			
新潟県					○				○
富山県		○						1.6はO2、3歳は未把握	
石川県	NA								
福井県				○					
山梨県				○					
長野県			○			○			
岐阜県					○				
静岡県					○				
愛知県			○						○
三重県			○			○			
滋賀県		○				○			
京都府			○			○			
大阪府			○			○			
兵庫県		○				○			
奈良県					○				
和歌山県					○				
鳥取県		○				○			
島根県			○			○			
岡山県		○						1.6はO1、O2に分け、3歳はOで報告	
広島県	NA								
山口県					○				
徳島県				○					
香川県					○				○
愛媛県		○				○			
高知県	電話聞取			○					
福岡県					○				
佐賀県		○							○
長崎県				○					
熊本県				○					
大分県					○				
宮崎県					○				○
鹿児島県					○				
沖縄県					○				
合計		9	12	8	16	13	2		7